

工事に関する質問への回答書

令和8年8月5日

入札予定者様

横浜港埠頭株式会社

建設発生土受入事業課長

工事名:新本牧埋立事業 中継所土砂海上運搬及び揚土等工事(その2)

上記工事に関する質問がありましたので次のとおり回答します。

	質 問	回 答
1	本工事の積算基準書・歩掛採用年度についての質問です。 ・港湾土木請負工事積算基準書(国土交通省港湾局)令和8年度(2026年度) ・港湾工事市場単価(土木施工単価)令和8年度(2026年度)春号 を採用していると考えてよろしいでしょうか。	基準書については質問のとおりですが、港湾工事市場単価は採用していません。
2	施工パッケージ型積算方式において使用する適用基準について確認です。 土木工事標準積算基準書(土木工事編)〔Ⅱ〕令和8年7月、横浜市、積算参考資料(土木工事編)において、適用基準(データ)は、「施工パッケージ型積算方式標準単価表(R8.4 適用)」となっております。 設計書 第1号 内訳書 土工において、「土砂運搬 標準 BH1.4 土砂 DIDなし 0.3km以下」と記載がありますが、令和8年度より、BHの規格が1.4m ³ から1.3～1.5m ³ となっており、歩掛も変更されております。 設計では、令和8年度の基準を採用しているが、設計書の形状寸法等欄のBHの規格が記載ミスでしょうか、それとも適用年度が令和7年度の基準を適用しておりますでしょうか。	令和8年度の基準を採用しておりますが、BHの規格の記載ミスで、1.3～1.5m ³ が正しい規格となります。
3	本工事の燃料(重油A)の適用単価は、横浜市新土木工事積算システム事前登録単価表の「物価資料」を採用し、算出していると考えてよろしいでしょうか。	単価は物価資料(建設物価、積算資料)7月号を採用しています。
4	上記質問について、新土木工事積算システム事前登録単価表の「物価資料」を採用されている場合、重油Aの単価設定は下記の設定方法と考えてよろしいでしょうか。 ①設計書に記載の7月を設定月とし、物価資料はその前月号(6月号)の単価を採用 ②物価資料(建設物価、積算資料)の掲載価格を平均して算出 ③端数処理は有効桁数未満切り捨て ④有効桁数は掲載価格の有効桁数の多い方(4桁)を採用	単価算出方法は、横浜市港湾局の土木積算システム事前登録単価表の※単価(上記コード)の基本的な設定方法に基づいています。
5	本工事の燃料(軽油、パトロール給油、水上施工、軽油取引税控除)の適用単価は「令和8年度土木工事資材等単価表(横浜市道路・交通政策局) 令和8年7月(改定)」を採用し、算出していると考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。

6	上記質問について「令和8年度 土木工事資材等単価表(横浜市道路・交通政策局)令和8年7月(改定)」を採用されている場合、軽油(免税)の単価設定は下記の設定方法と考えてよろしいでしょうか。 ①物価資料はその前月号(6月号)の単価を採用 ②物価資料(建設物価、積算資料)の掲載価格より軽油取引税を控除後、平均して算出 ③端数処理は1円未満切上げ ④有効桁数は掲載価格の有効桁数の多い方(4桁)を採用	【令和8年度 土木工事資材等単価表(横浜市道路・交通政策局)令和8年7月(改定)】に記載のとおりです。
7	本工事の燃料(ガソリン)の適用単価は「令和8年度 土木工事資材等単価表(横浜市道路・交通政策局)令和8年7月(改定)」を採用し、算出していると考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
8	上記質問について「令和8年度 土木工事資材等単価表(横浜市道路・交通政策局)令和8年7月(改定)」を採用されている場合、ガソリンの単価設定は下記の設定方法と考えてよろしいでしょうか。 ①物価資料はその前月号(6月号)の単価を採用 ②物価資料(建設物価、積算資料)の掲載価格を平均して算出 ③端数処理は有効桁数未満切り捨て ④有効桁数は掲載価格の有効桁数の多い方(4桁)を採用	【令和8年度 土木工事資材等単価表(横浜市道路・交通政策局)令和8年7月(改定)】に記載のとおりです。
9	第1号内訳書内、土砂積込、土砂運搬、土砂押土のそれぞれの施工パッケージ単価の算出に使用した燃料(軽油 パトロール給油 陸上施工)の適用単価は「令和8年度 土木工事資材等単価表(横浜市道路・交通政策局)令和8年7月(改定)」を採用し、算出していると考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
10	上記質問について「令和8年度 土木工事資材等単価表(横浜市道路・交通政策局)令和8年7月(改定)」を採用されている場合、軽油の単価設定は下記の設定方法と考えてよろしいでしょうか。 ①物価資料はその前月号(6月号)の単価を採用 ②物価資料(建設物価、積算資料)の掲載価格を平均して算出 ③端数処理は有効桁数未満切り捨て ④有効桁数は掲載価格の有効桁数の多い方(4桁)を採用	【令和8年度 土木工事資材等単価表(横浜市道路・交通政策局)令和8年7月(改定)】に記載のとおりです。
11	発動発電機(300KVA)運転の賃料 300KVAの単価は、「令和8年度 土木工事資材等単価表(横浜市道路・交通政策局)令和8年7月(改定)」を採用していると考えてよろしいでしょうか。 他の条件を設定しましたら、お示し願いますでしょうか。	そのとおりです。

12	第4号単価表 揚錨船(鋼D 15t吊)運転について、代価内訳書の摘要欄に該当箇所の記載がありません。本工事の積算には使用していないと考えてよろしいでしょうか。使用している場合は、使用箇所をお示し願いますでしょうか。	使用しておりません。
13	内訳書第2号の、鋼製山留材(H-250)、敷鉄板(22×1524×3048)、敷鉄板(22×1524×6096)の単価は、「令和8年度 土木工事資材等単価表(横浜市道路・交通政策局) 令和8年7月(改定)」を採用していると考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。ただし、180日(6カ月)以内の単価を採用しています。
14	内訳書第2号の、鋼製山留材(H-250)、敷鉄板(22×1524×3048)、敷鉄板(22×1524×6096)の単価には、整備費や運搬費は含まれていないと考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
15	監理技術者の配置について、本工事においては、横浜市(令和7年1月6日 作成)と同様に「専任特例2号による専任義務緩和について」が該当するものとして考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
16	重仮設用締結金具、水平安全ネットの設計単価について、「摘要欄 見積」と記載されていますが、設計単価の根拠や基準が不明です。設計単価を公表願います。	重仮設用締結金具=10(円/個)、水平安全ネット=0.6(円/m ²)です。設計書では重仮設用締結金具の単位が「m ² 」となっておりますが、「個」の間違いです。
17	土砂海上運搬工・土砂揚土工・埋立工・土工について、土砂積込み作業など土砂の供給が他社であることから、1日当たりの施工数量が設計数量に満たない場合等、歩掛については協議により設計変更の対象となりますでしょうか。	協議します。
18	工期は契約日から令和9年3月31日とありますが、海上作業の着手時期をいつ頃と想定されているかご教示願います。	令和8年10月1日を予定しています。
19	土砂海上運搬工(揚土工)、土砂揚土工及び埋立工の1日当りの土量は、5,300m ³ /日となっています。また、土砂海上運搬工(直投用)の1日当りの土量は、1,040m ³ /日となっておりますが、積込側の事情により数量の変更があった場合、各工種単価とも変更対象と考えてよろしいでしょうか。	協議します。
20	仕様書に、敷均し・整地の際には、必要により監督員と協議の上、敷鉄板を敷設して、施工上の安全性、効率性を図ることとありますが、敷鉄板にかかる費用は、変更対象と考えてよろしいでしょうか。	協議します。
21	仕様書に、積込土砂に埋立に適さない土砂が混入した場合は船積業務受託者に連絡し、当該土砂を陸上に排除するとありますが、排除する作業は船積業務受託者と理解してよろしいでしょうか。	本工事請負業者です。

22	経費計算について、工種区分、施工地域・工事場所による補正、海上輸送に要する補正、週休2日補正についてご教示ください。また、現場環境改善費(率)について計上の有無をご教示ください。	工種区分:港湾工事ー浚渫工事 施工地域・工事場所区分:国際戦略港湾・国際拠点港湾 海上輸送による補正:なし 週休2日補正:なし 現場環境改善費:なし
23	主燃料(軽油、パトロール給油、水上施工、軽油取引税控除)の単価は、【令和8年度 土木工事資材等単価表(横浜市道路・交通政策局)令和8年7月(改定)】を採用することによってよろしいでしょうか。	【令和8年度 土木工事資材等単価表(横浜市道路・交通政策局)令和8年7月(改定)】に記載のとおりです。
24	主燃料(重油A)の単価は、物価資料(建設物価、積算資料)7月号を採用することによってよろしいでしょうか。	そのとおりです。
25	【揚土施設賃料】の重仮設用締結金具及び水平安全ネットは、摘要欄に見積と記載されていますが、見積単価をご教示願います。	重仮設用締結金具=10(円/個)、水平安全ネット=0.6(円/m2)です。設計書では重仮設用締結金具の単位が「m2」となっておりますが、「個」の間違いです。
26	落札候補者となった場合に提出する工事費内訳書について、「各社様式」にて提出となっております。 昨年の建設業法改定に伴い、労務費等必要な項目と金額を集計し、提示する必要があると思いますが、以下項目について、工事費内訳書の余白に記載する形でよろしいでしょうか。もしくは、横浜市令和8年3月通達の【入契法改正による工事費内訳書への記載内容変更について】の【工事費内訳書記載例】に習って記載すべきでしょうか (直接工事費のうち、材料費 円) (直接工事費のうち、労務費 円) (現場管理費のうち、法定福利費 円) (工事原価のうち、安全衛生経費 円) (現場管理費のうち、建設業退職金共済契約に係る掛金 円) 記載方法について、ご教示願います。	記載方法は質問のとおりで問題ありません。